



住宅用火災警報器を 設置しましょう！

暖房が使われ始め、火災が発生しやすい季節を迎え、11月27日(火)、吉岡地区において女性消防団員と消防職員が一般家庭防火査察を行いました。

防火査察では各家庭を訪問し、チラシの配布や暖房器具、台所などの火気使用場所に異常がないかを確認し、火災予防を呼びかけるとともに、住宅用火災警報器や消火器の設置促進を図りました。

町内の住宅用火災警報器設置普及率は67・2%です(平成30年12月現在)。

まだ設置していないご家庭は設置を、既に設置しているご家庭は定期的な点検をしていただくようお願いいたします。

■設置場所

- ・各寝室に設置
- ・2階、3階に寝室がある場合は階段の天井に設置
- ・1つの階に7㎡以上の居室が5以上ある場合は、その階の廊下に設置

※平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務になりました。



▲防火査察での訪問の様子

■お問い合わせ先

福島消防署
47-2119

サイレンの吹鳴について

平成31年福島消防団出初式の挙行に際し、全町のサイレンを吹鳴しますので、火災と間違いないようお願いいたします。

■吹鳴日時

1月4日(金)
午前9時

■お問い合わせ先

福島消防署
47-2119

「エルタックス」を ご利用ください

北海道では現在、「エルタックス」の普及拡大に努めております。

「エルタックス」とは、税金の申告や届出を、インターネット

トを利用して電子的に行うシステムです。窓口に出かけずに、オフィスから簡単に申告や届出ができるようになります。

北海道では法人道民税・事業税、地方法人特別税の申告や、「法人設立・設置届出書」などの受付について利用できます。

また、市町村においては、法人市町村民税などの申請・届出にもご利用できます。

「エルタックス」のお申込み手続きや詳しい情報については、次のホームページをご覧ください。

■ホームページ

<http://www.eltax.jp/>
(一般社団法人地方税電子化協議会)

■お問い合わせ先

北海道渡島総合振興局
課税課事業税関税係
0138-4719441

ノロウイルスによる 食中毒を予防しましょう！

ノロウイルスによる食中毒予防のポイントは、次のとおりです。

○日頃から健康状態の把握・管理に努めましょう
原因の約8割が、調理者から食品等への感染であると報告されています。また、症状がなくてもウイルスを持っている可能性があります。

○しっかりと手指の洗浄・消毒をしましょう

北海道電力からのお願い

- この冬も引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力をお願いいたします。
- 詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。

ほくでん節電

検索



時間をかけて洗い落とす意識が大切です。特に調理前、トイレ後はしっかりと行いましょう。

○食品・器具等の「加熱・消毒」を徹底しましょう
中心温度85℃・90℃・90秒以上の加熱や、塩素系消毒剤による消毒が有効です。

■お問い合わせ先

渡島保健所生活衛生課
食品保健係
0138-4719552

知内診療所

知内町字重内31番地130
TEL: 01392-5-3509

医師：山内賢二(院長)

●整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二(院長)

曜 日	診 療 時 間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8:30~12:00
月・火・水・木・金	14:00~17:30

●整形外科

医師：山根 繁(函館中央病院名誉院長)

曜 日	診 療 時 間
隔 週 水 曜 日	14:00~16:00 (受付時間 12:00~)

